

# 破産申立てについて

## 申立てに必要なもの

チェック

- 1 破産手続開始・免責許可申立書※1, ※2
- 2 破産申立添付資料一覧表
- 3 添付資料一式※1, ※2, ※3
- 4 現金2万円程度または23万円程度※4
- 5 認め印（申立書に押印したもの）

※1 申立書の記載が不十分だったり、必要な添付資料が足りなかったりすると、すぐに手続を進めることができません。

※2 提出された申立書や添付資料は、返還することができません。必要なものは事前にコピーを取るようしてください。特に債権者一覧表は、後に債権者の追加などに必要になることがあるので、コピーを手元に保管してください。

※3 添付資料は、破産申立添付資料一覧表の番号順に整理して提出してください。

※4 破産申立てに必要な費用です。「同時廃止事件」見込みの場合は、現金2万円程度で、「管財事件」見込みの場合は、現金23万円程度必要になります。この費用で受付時に、印紙・切手等を購入し、破産手続に必要な予納金として納付していただきます。

注：「同時廃止事件」「管財事件」の説明は、P.3を参照してください。

## 受付時間

☆ 土、日、祝日及び12月29日～1月3日以外の日の下記時間内に申し立ててください。

午前9：00から午前11：00まで

午後1：00から午後3：00まで

高知地方裁判所民事部破産係	電話番号	088-822-0398
須崎支部	電話番号	0889-42-0046
安芸支部	電話番号	0887-35-2065
中村支部	電話番号	0880-35-3007

## 目 次

【1 破産申立てまでの流れ】	1
【2 破産手続の流れ】	2
【3 破産手続とは】	3
【4 免責手続とは】	3
【5 免責許可決定が受けられない場合】	3
【6 破産手続Q&A】	4
【7 申立書の記載についての注意(申立書全般)】	4
【8 申立書記載例】	5
【9 「家計収支表」記載について】	20
【10 「債権者一覧表」記載について】	22
【11 「滞納公租公課一覧表」記載について】	24
【12 通帳のコピーの取り方】	25

## 【1 破産申立てまでの流れ】

① 本書に書いてある破産(免責)手続の流れや説明を読んでください(2~4ページ)。



② 「破産申立添付資料等一覧表」で申立てに必要な資料を確認, 収集してください。



③ 申立書をもれなく記載してください。  
◎申立書の書き方は, 本書5ページ以下の記載例をよく読んでください。  
◎収集した資料を確認したうえで, 記載してください。

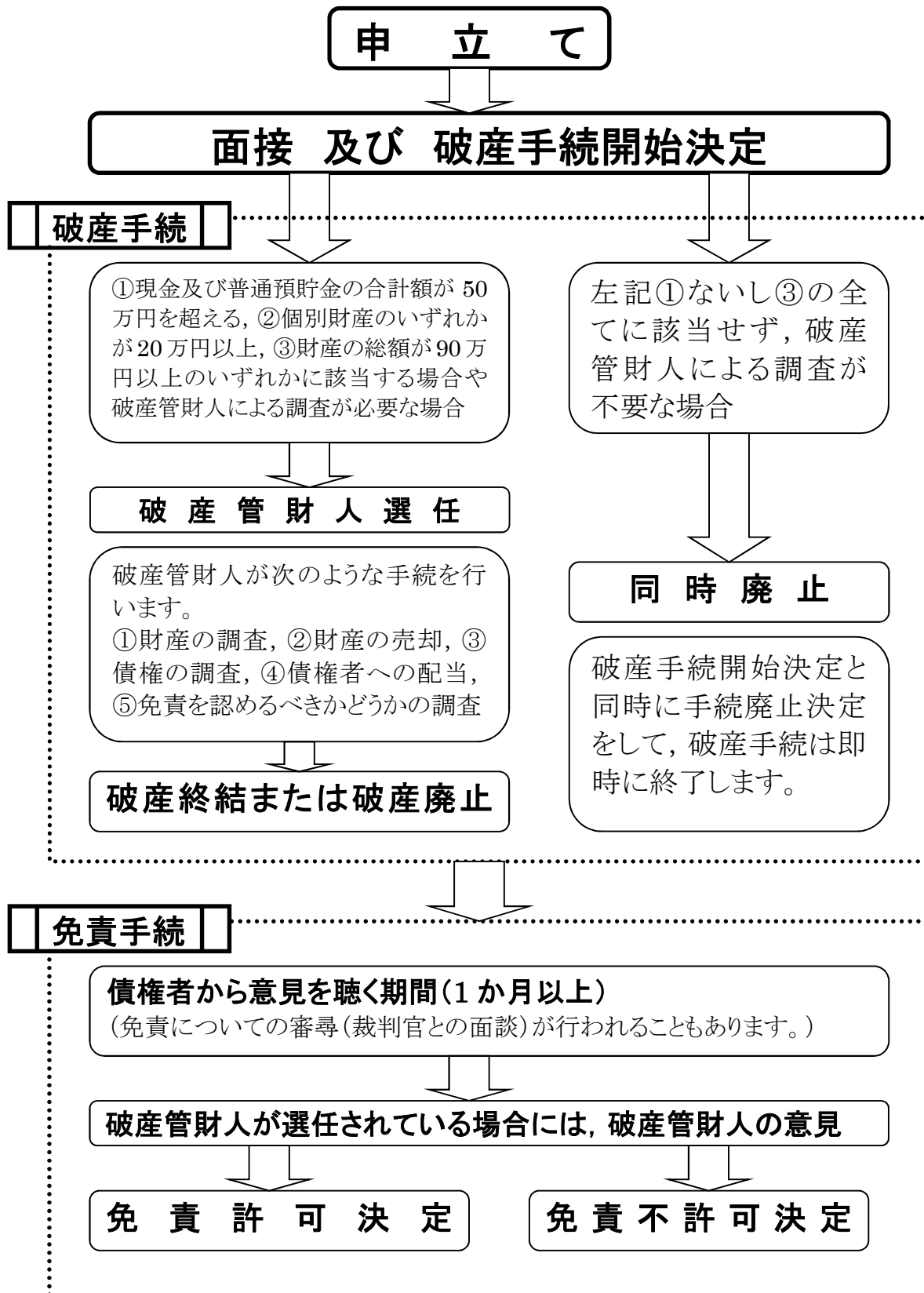


④ 本書の表紙に書いてある「申立てに必要なもの」を全てそろえて, あなたの住居地を管轄する高知地方裁判所(本庁または支部)に申立てを行ってください。  
◎不足がないか, 申立前にもう一度確かめてください。  
◎管轄が分からない場合は, 近くの裁判所に問い合わせてください。



⑤ 裁判所が受付を行います。その後の手続については本書2ページの「破産手続の流れ」をご覧ください。申立てをした裁判所にお尋ねください。

## 【2 破産手続の流れ】



### 【3 破産手続とは】

破産者の財産を金銭に換え、それを債権者に公平に分配して、破産者の財産を適正かつ公平に清算するとともに、破産者の経済生活の再生の機会を確保することを目的とする手続です。

そこで、当庁では、①現金及び普通預貯金の合計額が 50 万円を超える、②現金及び普通預貯金以外の個別財産のいずれかが 20 万円以上、③財産の総額が 90 万円以上のいずれかに該当する方や調査が必要な方については破産管財人を選任し、財産についての調査や処分などをする「管財事件」とします。

上記①ないし③の全てに該当せず、破産管財人による調査が不要な場合には、破産開始と同時に手続を廃止させる「同時廃止事件」とします。

ただし、お金や財産がなく「同時廃止事件」として受付された場合でも、財産や免責に関する調査の必要があるときなどは、「管財事件」に移行する場合があります。

※ 「同時廃止事件」受付後に「管財事件」として進めることになれば、追加して申立書や提出資料一式のコピー、郵便切手、予納金（表紙に記載のとおり）も必要になります。

### 【4 免責手続とは】

破産手続開始決定を受けただけでは、借金等の支払義務がなくなるわけではありません。

そこで、支払義務をなくすためには「免責手続」をとる必要があります。これは、法律上の支払義務を免除して、破産者の経済的な立ち直りを助ける手続です。

免責許可決定が確定すると税金、罰金、養育費等の一部の例外を除いて、強制的に支払を命じられることはありません。

### 【5 免責許可決定が受けられない場合】

破産法 252 条 1 項各号に定める事由に該当する場合は、

例えば、

- 1 自分や他人の利益を図ったり、債権者を害する目的で、破産財団に属する財産（破産者の財産）を隠したり、その財産的価値を減少させたような場合
- 2 浪費やギャンブルによって、著しく財産を減少させたり、過大な債務を負担したような場合
- 3 クレジットカードで商品を購入し、その商品をすぐに非常に安い値段で業者などに転売したり、質入れして現金を取得したような場合
- 4 既に返済不能の状態であるにもかかわらず、そういう状態ではないかのように債権者を信用させて、更に金銭を借り入れたような場合
- 5 偽りの事実を記載した債権者名簿を裁判所に提出したり、裁判所に財産状態について偽りの陳述をしたような場合

6 過去7年以内に免責を得たことがある場合などです。

もっとも、例外的に破産法252条1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合であっても、破産するに至った経緯などの事情を考慮して、免責許可決定を受けられる場合もあります。

## 【6 破産手続Q&A】

(「自己破産の申立てをされる方のために」という水色のパンフレットの裏面にも記載があります)

**Q 保証人に影響がありますか？**

A 保証人は、債権者から支払を請求されることがあります。

**Q ローンに残っている商品はどうなりますか？**

A ローンを組んだ債権者から、商品の返還を求められる場合があります。

**Q 住所、氏名、本籍を変えることができますか？**

A できます。手続中に転居したり、結婚や離婚などで氏名や本籍などが変わった場合は、速やかに裁判所に届け出てください。

ただし、住居所の変更については、破産管財人が選任されている場合は裁判所の許可を得なければなりません。

**Q 申立後に新たな債権者が判明したり、債権者が変わったりした場合はどうすればよいですか？**

A 速やかに裁判所に届け出てください。

## 【7 申立書の記載についての注意(申立書全般)】

1 申立書には、正直に本当のことを書いてください。あとでうそを書いたことが分かると免責が許可されなかったり、破産詐欺罪で処罰されたりする場合があります(この申立書は、各債権者も閲覧、謄写することができますので、ありのままを記入してください。)

2 **申立書は、ボールペンで書いてください。**もし、書き間違った場合は、その部分を**二重線で消し、二重線の上に訂正印**を押してください。

3 欄が不足する場合は、あらかじめ該当ページのコピーを取って使用するか、別用紙を足してください。